

地域医療介護総合確保基金事業（介護分）について

1. 基金事業の概要

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題として、消費税増収分を財源として活用した新たな財政支援制度が平成26年度に創設された。

この制度は、各都道府県に「地域医療介護総合確保基金」を設置し、各都道府県が作成した計画に基づき事業を実施する。

医療を対象とした事業は平成26年度から、介護を対象とした事業は平成27年度から実施されており、平成29年度も引き続き事業を実施していく。

（1）対象事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業（③と⑤が介護分）

（2）平成29年度国予算による基金規模等

医療分（前年度同額） 904億円（国602億円、地方302億円）

介護分（前年度同額） 724億円（国483億円、地方241億円）

（うち施設整備634億円、介護人材確保90億円）

合計額 1,628億円（国1,085億円、地方543億円）

<基金の配分方法（介護分）>

都道府県から提出される事業量見込を基に配分される。

（3）基金の負担割合

国2／3、県1／3

2. 介護分の事業内容

① 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）

ア 地域密着型サービス施設等の整備への助成

（対象施設）地域密着型特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模養護老人ホーム、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模

多機能型居宅介護（複合型サービス）、緊急ショートステイ、介護施設内の保育施設等

イ 介護施設の開設準備経費等への支援

定員30人以上の広域型施設を含む介護施設の開設準備経費や訪問看護ステーションの大規模化等の設備費用等

ウ 特養多床室のプライバシー保護のための改修等への支援

特別養護老人ホームの多床室に間仕切り等をしてプライバシーを確保する改修整備

② 介護従事者の確保に関する事業

介護従事者の確保対策のため、「基盤整備」・「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」の大項目に分類される事業

※ 国から事業メニューが示されており、これに沿って事業を実施していく。

3. 地域医療介護総合確保基金（介護分）スケジュール

平成28年 5月11日 関係団体等への意見聴取（介護人材確保分）

9月28日 市町村へ整備計画照会（施設整備分）

平成29年 1月18日 国へ事業量見込を提出

（要望額 介護施設整備分 33.2 億円 介護人材確保分 4.4 億円）

5月22日 国ヒアリング（介護人材確保分）

6月 2日 市町村へ内示（施設整備分）

6月14日 関係団体等への意見聴取（介護人材確保分）

4. 介護分に係る平成28年度事業実績の概要

別紙のとおり